時事新報

第千五百四十五號
明治二十年三月廿五日　金曜日
舊丁亥三月朔日（己丑）
日出午前五時五十九分　日入午後六時十四分　月出午前六時二十三分　月入午後六時四十三分　滿潮午前六時二十五分　午後六時四十一分
（西曆一千八百八十七年）

時事新報定價
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

社會活劇の趣向は如何　石河幹明

東京にては昨年來朝野紳士の發起にて演劇改良の催しあるより世間好事の士は之れに附和して時の流行を成し昨今はその事もおい〳〵捗取りて遠からず新劇場の建築にも着手するやの趣きなれば何れ來年の春頃などは東京府下に改良演劇の開場ありて貴婦人士君子の覽に供しても恥かしからざる新脚色を演じ滿都の評判とり〳〵なる其中にもその趣向の品評など隨分、喧しき事ならん我輩は社會改良の一箇條としては演劇改良を聞て喜びの情を表するとは世間その流の人々と同樣なりと雖ども赤面の次第ながら我輩は生來武骨殺風景の男子にして梨園の事などには最も不通なるを以てなまなか巧拙の品評などして矮者の劇を評するの嘲りを招かんよりは寧ろこれを其流の粹士に任せ更に眼を轉じて社會活劇の見物に從事せんとするものなり

昔しの語に天地間は一大劇場なりと云へることあり蓋し冷眼以て社會の人事を看過すれば吉凶禍福の轉變起伏する其有樣は實に一場演劇の奇觀にして例へば我國明治年間の事にしても征韓の一議合はずして數名の功臣遽に朝を去り其不平憂鬱の氣、結れて解けず遂に破裂して佐賀の變となり西南の亂となり昨日は麒麟閣上の人一朝遽かに變じて哀れはかなき醜名を千載の史上に留めたる事蹟、若しくは民間不平の徒が匕首を挾んで大臣を途上に刺し身は捕へられて刑場の露と消え或は其謀ならずして縛に就き獄窓に呻吟するの類、孰れも一場のトラジデーと見るも敢て不可なることなかる可し又昨日までは肩臂張りて議論したる民間の論客が俄に鞠躬如として公門に出入し始めは脱兎の如く終りは處女の如きものもあれば元來文明一流の學者が忽ち假面を粧ふて仁義道德慕黑金剛と唱ふるなど自から一身を玩弄して世の笑柄に供するその運動の敏捷にして變化の迅速なる有樣はコメヂーの最も巧みなるものにて平凡の役者輩が迚も企て及ばざる所ならん左れば社會人事の脚色は千種萬樣にして善惡正邪の配合、喜怒哀樂の變化これを天然の一大活劇と稱するも敢て差支なかるべし元來演劇の人の心目を喜ばしむると否らざるとは其脚色の趣向如何に存するものにて之を組立つるには勁剛靜穆の間に閑雅優容の度を交へ悲凉慘憺の後には滑稽洒落の態を演ずるなどよく調味配合の妙を盡し要するに人の心目を倦ましめざるを以て趣向の最上なるものとなし作者は最も苦心する所なりと云ふ社會活劇の趣向も矢張り之と同じく詰り全社會の觀客に倦厭の念を生ぜしめざること肝要にして政治の要、天下の人心をして倦ましめざるにありとは蓋しこの邊の意味ならん

扨二十年來社會活劇の臺面を回顧すれば前に述べたる如く其觀、種々樣々にして喜ぶべきもの悲しむべきもの笑ふべきもの泣くべきもの固より少なからずと雖も事、既に過去に屬するを以て其脚色の巧拙妙否は今更これを談ずるを止め更に後來の社會を見渡すに新趣向の脚色を組立つべき材料甚だ豐かにして若しも其脚色の作者たるものにして頓智即妙の機轉に乏しからざるに於ては新奇の妙趣向を案出して滿社會の喝采を博するも強ち難事にあらざるべしと思はるれども茲に注意すべきは日本社會の惡習として兎角一事に凝り固まるの癖あることなり例へば五六年前に一時政黨は流行せし折など官權民權の論、非常に喧しく社會一切些細の事までも官民の區別を付し官民双方相對して相和せず恰も左樣、然らばの切り口上を以て相互に窮に反目し社會の空氣全く乾燥して絶えて緩和流暢の氣なし之を演劇の脚色として評すれば趣向は最も拙なきものならんなれば今後の作者はよくこの邊に注意して新脚色の仕組に從事すること肝要なる中にもその組立に供する材料は何々なりやと云ふに我輩の所見にては今後兩三年の間日本の社會には其材料に供すべき事物甚だ乏しからず趣向は大略を申せば先づ內地雜居國會開設を開場の初幕として內外觀客の心目を舞臺の一方に引付け置き扨それよりは目先きの變りたる樣々の趣向を現出し亞細亞博覽會を東京に開設し極東諸國の奇品珍什を蒐集展覽して大に世界の耳目を驚かすなども面白からん、盛んに海陸の軍備を伸張して四隣の敵國を震懾せしむるなども愉快ならん、當局得意の人が落魄して後進の士人その位地に代るを見ては人生の無常を觀じ百年素封の大家次第に零落して寒貧の窮措大、社會の商權を握るの塲には盛衰、時あるの理を悟るなどもあらん斯くて種々樣々の脚色幕ごとに其觀を改め社會の心目未だ倦むと覺えざる其中には內の鐵道は全國全州に通じ外の航運は四海四面に達し輸出の物產、輸入の品物ともに大にその額を增し彼に移住するの內國人、我に歸化するの外國人日々旁午雜沓して日本の貿易商賣は未曾有の繁昌を現じ今の商賣不景氣財政困難は沙汰なしとは何時の間にか之を夢の幕に付さるる結局に終るなどは其趣向の最も巧みにして目出度きものならん我輩は改良演劇の批評をば其流の粹士に任せ更に社會活劇の趣向を觀んと欲して一日三秋目を刮て以てその開塲の期を待つものなり

官報

○勅令

朕萬國曆千八百五十六年四月十六日巴里公會ニ於テ澳地利、佛蘭西、大不列顛、普魯西、露西亞、サルヂニア、及土耳古ノ間ニ締結セル海上法要義ニ關スル宣言ニ加盟シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿年三月十九日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵大山巖

海上法ノ要義ヲ確定スル爲メ西曆千八百五十六年四月十六日巴里公會ニ於テ決定セシ宣言

千八百五十六年三月三十日ノ巴里條約ニ署名セル各全權委員ハ茲ニ會議ヲ開キ戰時海上法ノ古來久シク痛嘆スヘキ紛議ノ原因ト爲リ且本件ニ關スル法律及ヒ義務ノ明確ナラサルハ局外中立國ト交戰國トノ間意見ノ相合ハサルノ基ニシテ隨テ容易ナラサル困難或ハ葛藤ヲ惹起スルノ恐レアルコトヲ悟リ此緊要ナル事項ニ關シ一定ノ主義ヲ設クルノ利益アル事並ニ巴里公會ニ參集セル各全權委員ニ於テ本件ニ關スル列國交際上一定ノ原則ヲ議定スルハ最モ能ク各自政府ノ希圖ニ應スルモノナル事ヲ認メリ

因テ右全權委員ハ各其政府ヨリ妥當ノ委任ヲ受ケ此目的ヲ達スルノ方法ヲ協議センコトニ決シ評議ノ上左ノ宣言ヲ採用セリ

第一　私船ヲ拿捕ノ用ニ供スルハ自今之ヲ廢止スル事

第二　局外中立國ノ旗章ヲ揭クル船舶ニ搭載セル敵國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサル事

第三　敵國ノ旗章ヲ揭クル船舶ニ搭載セル局外中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサル事

第四　港口ノ封鎖ヲ有効ナラシムルニハ實力ヲ用ヰサルヘカラス即チ敵國ノ海岸ニ接到スルヲ實際防止スルニ足ルヘキ充分ノ兵備ヲ要スル事

○大藏省令第五號

客年當省令第十七號ハ本月限リ廢止シ非職官吏俸給、（奏任官以上ニメ月俸ノ者ハ十二箇月分ヲ積算シ年俸ニ準ス）ノ儀ハ總テ客年當省令第十二號及ヒ第二十號高等官及ヒ判任官俸給支給細則ニヨリ支給ス

但非職俸給渡日ハ高等官ハ一箇年ヲ四期ニ分チ每期ノ中ノ月四日（當日休暇ナル時ハ順延）判任官ハ每月十五日ヨリ五日以內ト定ム

明治二十年三月廿四日　大藏大臣伯爵松方正義

（以上本年三月二十四日官報）

雜報

○札幌區民間の狀況　北海道石狩國札幌區の本社通信員より該地民間の狀況を申越したれば其大意を抄錄せんに該地は全國一般の不景氣にも拘はらず二三年前までは常に好景氣なりしが明治十八年の年末に札幌縣廳を廢したるは忽ち衰微を顯はしたる由縁にして此前後より北海道の物產ども價値を落しされど勞役者も資本家も共に困難を致し金利も亦追々下落せり今各項に就き記載せんに農民の賃銀は男は明治十八年に二十五錢、十九年に二十二錢、女は十八年に十二錢、十九年に十錢、大工は十八年に四十五錢、十九年は四十錢、二十年は三十八錢、左官は十八年に五十錢、十九年は四十二錢、二十年に四十錢にて共に下落せしは勞役社會の不幸この上もなきことならん故に人民の衣食住共に追々粗惡となり料理店及び芝居角力杯の興行も年々に衰微する樣子なり金利は當地には種々の事業あるが故に利益も亦少なからざれば常に高きも近年は其事業追々減じたれば金利亦下落すること左の如し

		十八年	十九年	二十年
公債抵當にて	月利	二分五厘	同上	二分
地券抵當にて	月利	三分	二分六厘	二分五厘

○支那皇帝の贈物　曾紀澤氏は近頃歐洲在留中の復命書を清廷に差出したる由なるが其中に英露佛の支那公使館書記官サー、ハーリデー、マカートニー氏の職務上拔群なる功勞を擧げ皇帝より優待あり度旨を記しありしかば皇帝には直ちに禮部へ廻して種々の物より成立てる無雙の物を贈りしと云ふ元來支那にては歐洲人と支那人とは其功勞を賞する贈物にも差別ありて歐洲人の賞ひし贈物は何となく唯だ外國人の玩弄物に供する樣の氣味ありて從て歐洲人も之を得て左程の優待とも思はざりし事なるに近來支那政府は位階なども內外人の區別を立てず現に此度マカートニー氏が受領せし贈物は其大さと云ひ價と云ひ未曾有の物にして第一の箱は二

皮の黑貂皮よ
に染め皮の如
りも印度にて
只だ首の所に
は支那にてみ
糸を以て作り
る着物二襲を
よ染め覆ひ年
云ふ又其次に
關する事を記
ゑさる金を論
術の精巧と美
歐洲人への贈

○禁漁の成蹟
よ於ては漁業
の禁漁場を設
らず濫漁の弊
獲高年一年よ
魚を甚すに至
沼水產會と聞
魚族の蕃殖の
の令を發せし
間の產額より
實効あり就中
は方言水貼と
が發令後は其
少きも其價格
多きみ至れり
不便を訴る者
えたるより暫
漁及水產會等
と信じ禁漁禁
河兩郡同業組
漁場を設け漁
縣より農商務

○ワシントン
功成り名遂て
將軍は米國第
あるとは小學
とも後は其故
軍に戰功あり
と其終りを全
記臆そる所あ
りしが華府漫
とワシントン
跡は米國有名
ベルナンと呼
十七英里なり
トマック河の
車を驅るとの
とに決ると共
、ランと號し
田舍の俗父者
時旅行を爲る
とお別する
表の情に堪へ
滿ち將さに解
これみ飛び
は米國貴婦人
成立ちたる者
は專ら華府
の便を謀るに
トマック河流
の航路われど
運動自由なら
りヤみ寄航し